

平成28年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成28年8月23日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時41分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

委員 中本 賢

委員 前田 博明

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 濱谷 由美子

委員 小原 良

【出席職員】

教育次長 西 義行

教育改革推進担当理事 佐藤 裕之

学校支援総合調整担当理事 総合教育センター所長 芹澤 成司

総務部長 小椋 信也

教育環境整備推進室長 丹野 典和

職員部長 山田 秀幸

学校教育部長 小田嶋 満

中学校給食推進室長 石井 宏之

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 野本 宏一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

教育環境整備推進室担当課長 渡辺 雅彦

教育環境整備推進室担当係長 小竹 誠

学事課長 寺戸 光樹

学事課課長補佐 大塚 裕司

指導課長 渡辺 英一

庶務課係長 窪田 義記

健康教育課担当課長 北村 恵子

健康教育課係長 川上 克哉

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

指導課担当課長 高井 健次

指導課担当課長 若尾 弘

指導課担当課長 増田 亨

指導課係長 小嶋 健司

庶務課課長補佐 武田 充功

生涯学習推進課長 池之上 健一

生涯学習推進課主任 岡崎 慎一

【署名人】

委員 前田 博明

委員 小原 良

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、14時00分から16時30分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 9名）

【渡邊教育長】

本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

異議なしとして傍聴を許可します。

4 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は、配布のとおりでございますが、

報告事項 No.5 は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

また、報告事項 No.6、報告事項 No.7、及び報告事項 No.8 は、議会への報告案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正又は適正な意思決定に支障を生ずる恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【教育長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【渡邊教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条により、前田委員と小原委員にお願いをいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 請願第3号（図書館における「慰安婦」問題についての歴史研究文書など書籍の充実を求める請願）の報告について

【渡邊教育長】

それでは、まず報告事項 I に入ります。

「報告事項 No. 1 請願第3号（図書館における「慰安婦」問題についての歴史研究文書など書籍の充実を求める請願）の報告について」の説明を、庶務課担当課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

教育委員会あての請願を受け付けましたので御報告いたします。はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第3号読上げー

本日の教育委員会では、請願の取り扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、御審議いただきたいと存じます。

以上でございます。御協議のほど、よろしくお願い致します。

【渡邊教育長】

ただ今、報告のありました請願第3号の取り扱いにつきましては、今後審議していくということでもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

はい、それではそのようにいたします。

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については、10分程

度ということでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

報告事項 No. 2 叙位・叙勲について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No. 2 叙位・叙勲について」、こちらの説明を庶務課長にお願いいたします。

【野本庶務課長】

それでは、「報告事項 No. 2 叙位・叙勲について」御報告申し上げます。

高齢者叙勲を受けられた方が1名、死亡叙位を受けられた方が1名いらっしゃいまして、受章者、叙勲名等につきましてはお手元の資料のとおりでございます。

高橋静男先生につきましては、昭和21年に教職の道を歩み始められ、平成元年に退職されるまでの43年間、本市教育の充実と発展に御尽力いただきました。特に校長時代は、研究活動を推進し、市内外で講師として活躍され、教職員の育成に努められたほか、小学校長会の要職を歴任し、本市の小学校教育の発展に多大なる功績を残されました。

高橋長生先生につきましては、昭和17年に教職の道を歩み始められ、昭和58年に退職されるまでの41年間、本市教育の充実と発展に御尽力いただきました。特に、校長時代には、教科研究・教科外研究において、緻密で堅実な優れた実践研究を行い、市内外に発表し多大な実績を残されたほか、神奈川県公立小学校長会長を勤めるなど、県下の小学校教育の発展に多大な功績を残されました。

いずれの先生も、その長年の教育功労に対して叙位・叙勲を受けられたものでございます。

以上でございます。

【渡邊教育長】

説明は以上でございますが、何か御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項 No. 2 については承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項 No. 2 は承認いたします。

報告事項 No. 3 (仮称) 小杉駅周辺地区新設小学校整備事業の進捗状況について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項 No. 3 (仮称) 小杉駅周辺地区新設小学校整備事業の進捗状況について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長にお願いいたします。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

それでは、報告事項 No. 3 「(仮称) 小杉駅周辺地区新設小学校整備事業の進捗状況」につきまして、御説明させていただきます。

A 3 横の資料の表紙をおめくりください。

左上をごらんください。本事業の「経緯」ですが、小杉駅北側地区では再開発事業が計画・実施されていることにより児童数の増加が見込まれていることから、小学校を新設するものでございます。

小学校用地は学校法人日本医科大学と締結しております協定に基づき、事業用定期借地権設定契約を締結して借地する予定です。

施設整備においては、本市の木材の利用促進に関する方針に基づいて、積極的な木質化に取り組みとともに、工事施工に関しては、大規模団地等の建設に伴う学校等の公共施設の整備にあたり、地方公共団体の短期集中的な業務負担や財政負担を緩和する方策であります立替施行制度を活用し、経験豊富な人材を有する川崎市まちづくり公社に施設整備を依頼し、事業の確実な執行を行うものでございます。

次に、資料右上の「整備事業の進捗状況」をごらんください。

建物整備につきましては、平成 28 年度に実施設計を完了する予定でございます。また、川崎市まちづくり公社と新設小学校整備に関する協定を締結いたしまして、立替施行に関する取組を進めているところでございます。

通学区域については、学校予定地の通学区域校である西丸子小学校をはじめ、上丸子小学校等の周辺小学校の P T A や学区内の町会長等に新設小学校の取組状況と今後の検討スケジュールについて周知を図ってきたところでございます。

今後の検討につきましては、周辺小学校の児童数の適正規模、通学路の安全性、地域活動状況、中学校区の状況等を勘案し、学校関係者や地域関係者の御意見を伺いながら平成 28 年度は素案作成に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

また、校名につきましても、本市の最近の新設校は学校予定地の地名を基に決定している経緯もございますので、こうした経緯を踏まえながら地域関係者や関係学校の児童・保護者等をはじめ、幅広く御意見を伺いながら検討してまいります。

小学校用地に関する大学との事業用定期借地権設定契約の締結につきましては、現在、大学と条件協議を進めておりまして、平成 28 年秋頃には借地契約の締結を行ってまいりたいと考えております。

現在、大学の校舎解体作業が行われておりまして、平成 28 年度末に作業が完了すると大学から伺っておりますので、完了後に更地で土地の引渡しを受け、平成 29 年度から借地する予定で

ございます。

資料右下の「今後のスケジュール（予定）」でございますが、今年度中に川崎市まちづくり公社の方で工事施工業者を決定する見通しでございます。

また、通学区域と校名につきましては、平成29年度中に決定してまいりたいと考えております。

1枚おめくりいただきますと、参考資料としまして小杉駅周辺図でございます。後ほど御参照願います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

【渡邊教育長】

以上の通りでございますが、何か御質問等ございますでしょうか。

はい、濱谷委員。

【濱谷委員】

特に質問というほどではないんですけど、以前にもいろいろマンションがどっと建った時に、そのマンションが賃貸ではなく購入される形だと、数年すると子どもがいなくなったりするようなケースも結構あったように思うんですけど、この辺の大きなマンションがたくさんあるんですけど、もちろん今現在は小さいお子さんが随分増えたなと思うんですけど、その辺の見通しというか、それはどんな感じなんですかね。

【渡邊教育長】

児童数の見通しということですが、いかがですか。

【渡邊教育環境整備推進室担当課長】

見通しとしましては、今、かなりタワーマンションが数多く、建設予定も含めて建てられているということで、そこから見ても今後しばらくは増加の見通しであるというふうに考えております。

【渡邊教育長】

ということですが、よろしいですか。

【濱谷委員】

はい。

【渡邊教育長】

他の委員の方はいかがでしょうか。

よろしいようでしたら、報告事項 No.3につきまして、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項 No. 3 は承認といたします。

報告事項 No. 4 川崎市高等学校奨学金支給条例の改正に伴うパブリックコメントの実施について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項 No. 4 川崎市高等学校奨学金支給条例の改正に伴うパブリックコメントの実施について」の説明を、学事課長お願いいたします。

【寺戸学事課長】

「報告事項 No. 4 川崎市高等学校奨学金支給条例の改正に伴うパブリックコメントの実施について」御説明いたします。

1 ページをごらんください。パブリックコメントを実施するに当たっての意見募集手続の要領でございます。川崎市高等学校奨学金支給条例の改正に関しまして幅広く市民の意見を募り、その御意見を踏まえて条例改正を行うものでございます。意見募集の趣旨、募集期間、閲覧場所、意見提出方法、注意事項、提出・問い合わせ先を記載しております。

2 ページ、及び3 ページをごらんください。川崎市高等学校奨学金支給条例改正の概要を説明いたします。

まず2 ページ、1 目的です。川崎市では、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在学し、経済的理由のため就学が困難な生徒に、一定の条件に基づき奨学金を支給しております。

今回の改正は、高等学校と同様の教育課程を行っている高等専門学校、5 年制の学校でございますが高等学校に相当する3 年生までと、専修学校高等課程を追加することと、入学支度金の支給時期を入学前に変更し、入学準備に資することを目的とするものでございます。

2、奨学金の概要です。奨学金の種類といたしまして、入学支度金と学年資金の二つの制度がございます。申請基準といたしましては、まず基準日に川崎市に住んでいること、成績要件として、前年度または前期の全履修科目の評定結果の平均値が5 段階評価で3. 5 以上であること、所得要件として、前年1 年間における世帯の総所得が生活保護法における保護の基準に基づき算出した基準内であることでございます。

入学支度金につきましては、募集人員は1 5 0 名程度で、中学3 年の1 1 月に各中学校を通じて募集・申請し、1 月に認定後、認定された方から高等学校入学後に進学届や誓約書などを提出していただき、5 月に支給するものでございます。支給金額は、国公立高等学校の場合は4 万5, 0 0 0 円、私立高等学校の場合は7 万円でございます。

学年資金につきましては、募集人員は6 0 0 名程度で、毎年6 月に各高等学校を通じて募集・申請し、7 月に認定後、認定者から誓約書等を提出していただき、8 月と2 月に支給しております。支給金額につきましては、3 ページの上部の表のとおりでございます。

次に、3、改正内容を御説明いたします。

まず1点目として、対象校の拡充です。川崎市高等学校奨学金支給条例第1条で、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を対象としておりますが、同様の教育課程を行っている高等専門学校と専修学校高等課程は規定されていないことから、支援策の差を解消するため高等専門学校、高等学校に相当する3年生までと、専修学校高等課程を対象とする改正を行います。

2点目として、入学支度金の支給時期の変更です。現在、川崎市高等学校奨学金支給条例第1条において、高等学校に在学していると規定していることから、入学後の4月に進学届の提出の後、5月に支給しておりますが。この入学支度金を入学前の準備に活用していただけるよう、3月中の支給が可能となるようにするものでございます。

4、今後のスケジュールにつきましては、平成28年9月8日から10月8日までパブリックコメントを実施する予定でございます。広く市民の意見を募り、いただいた意見等を取りまとめた結果報告を10月下旬以降に行い、12月議会に条例改正議案を上程する予定でございます。

5、その他としまして。3、改正内容に記載のこと以外の申請・採用基準、募集人数、支給金額、その他事務手続全般につきましては、基本的に変更する予定はございません。現行の川崎市高等学校奨学金支給条例と、平成28年度の川崎市高等学校奨学金、入学支度金と学年資金の募集要項をそれぞれ添付しておりますので参照してください。御確認のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

報告がございましたけれども、2点の改正についてパブリックコメントを行うということですが、御質問等がございましたらば、お願いいたします。

【濱谷委員】

最初のほうの対象校、専修学校とかそういうところを含めるというのは、いいのかなというふうに思います。それから支給時期をちょっと前倒して、本当に準備ができるような時期にということで、3月中ということで。もう行く学校は、この時点ではみんな決まっていますものね。

【寺戸学事課長】

そうですね、はい。

【濱谷委員】

その学校に行くから、これをいただくということで。その辺が確実にきちっと、何ていうのかわかるようになると、前倒しであげたほうが、絶対いいかなというふうには思いました。

【渡邊教育長】

何か補足がありますか。

【寺戸学事課長】

高校の入学試験の合格通知をいただいておりますので、それで。入学金を支払った証明書、そのようなもので確認をしております。

【渡邊教育長】

そのように確実にやるということでございますね。

【濱谷委員】

はい、わかりました。

【中本委員】

募集人員は150名程度ということになってはいますが、これは、現行集まっている状況なんですか。

【寺戸学事課長】

現状はですね、平成28年度の実績でいきますと、入学支度金につきましては申請者が239名ございまして、そのうち採用者が158名です。

【中本委員】

じゃあ、そこで選択をするわけですね。

【寺戸学事課長】

そうです。

【中本委員】

その選択をするときに、基準というのはどういうものですか。

【寺戸学事課長】

予算が限られておりますので、成績要件で今、3.5以上というふうに御説明いたしましたが、その点数の基準を切り上げております。

【中本委員】

より優秀であるお子さんを支援しているということですか。

【寺戸学事課長】

はい。

【中本委員】

これ実際は、そういう経済的に問題のある御家庭のお子さんは、学校と相談することが入り口になっているのですかね。それとも御家庭でパブリックコメントや、そういう募集を調べてやっていらっしゃるのですか。

【寺戸学事課長】

入学支度金につきましては中学校のほうに、この募集要項を全員にお配りしております。

【大塚学事課課長補佐】

一応、公立につきましてはです。

【中本委員】

そうなんですか。

【大塚学事課課長補佐】

私立につきましては、近隣の学校130校ぐらいなんですけれども、お送りしているんですけども、応募される方は20人程度なのか、やはり私立に行っているということもございまして、所得とかで、やはりちょっとオーバーしてしまうということもございます。

【中本委員】

ということは、告知で漏れているというようなことはない。

【大塚学事課課長補佐】

告知としては、そういうことはないです。

【中本委員】

わかりました。

【渡邊教育長】

ほかの委員の方はいかがでしょうか。前田委員。

【前田委員】

あまり日本は、こういう制度が充実していないとか新聞報道でもあったので、こうやって幅を広げたり、申請時期、早く支払いをしたりという、とてもいいことだと思います。

私も高校時代、担任の先生から聞いたような気がしますね。川崎市がこういうのがあって、確か私の記憶では県立は10段階だったから8以上と、担任の先生が言ったような記憶が頭にあって。こういう制度が、もう何十年も川崎市では続けられているのだなと思って、さらにもっと充実していくといいなというふうに思いました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

小原委員はいかがですか。特にございませんか。

【小原委員】

先ほども話があったと思うんですけど、3月の支給が可能になるということで、それ自体は大変よいことだというふうに思っています。支給して、さすがにそのまま退学する人はいないとは思いますが、その辺で問題がなければ、5月よりは3月のほうが、いただける方にとっては

ありがたいことだというふうに思いました。

以上です。

【渡邊教育長】

それでは各委員からお話がありましたので、報告事項 No. 4 につきまして、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項 No. 4 は承認といたします。

7 議事事項 I

議案第 3 5 号 川崎市立高等学校入学者選抜学力検査採点誤りの再発防止に向けたマークシート方式の導入について

【渡邊教育長】

続きまして、議事事項の I に入ります。

「議案第 3 5 号 川崎市立高等学校入学者選抜学力検査採点誤りの再発防止に向けたマークシート方式の導入について」、説明を指導課長にお願いいたします。

【渡辺指導課長】

川崎市立高等学校における入学者選抜の採点誤りに関しまして、6月23日の教育委員会定例会におきまして、再発防止に向けた取組について御報告をさせていただきましたが、その中におきまして、今後においてマークシート方式の導入に向けた課題の整理を行うこととし、御報告を申し上げたところでございます。

はじめに、お手元の資料 1 をごらんください。

上段には、その際の報告資料の抜粋を示しておりますが、県内公立高等学校入学者選抜においては、県と市立高等学校を設置している本市と横浜市及び横須賀市の三市とが連携を図り同一の検査問題と回答用紙を用いて実施していることから、今後、県の再発防止改善策も踏まえ、課題の整理をした上でマークシート方式の導入や、解答用紙のレイアウトの見直しなどについて協議を図ると御報告をさせていただいております。

下段には、県立高等学校における再発防止改善策の中のマークシート方式導入の実施に向けたスケジュールを転載しております。県は、既にマークシート方式の導入を決定しておりまして、県の導入への進捗状況も踏まえながら県と三市も含め、これまで協議を進めてきているところでございます。

それでは議案書の、川崎市立高等学校入学者選抜学力検査採点誤りの再発防止に向けたマークシート方式の導入について（案）をごらんください。

川崎市立高等学校におきましても、県立高等学校と同様にマークシート方式を導入し、入学者選抜学力検査における採点誤りの再発防止改善を図ってまいりたいとする案でございます。

1の内容といたしまして、平成29年2月に実施予定の平成29年度入学者選抜における共通選抜学力検査から、記号選択式問題の解答方法として実施し、導入方式と採点方法につきましては、マークシート読み取り機及び専用ソフトウェアを用いた自動採点を行うことといたします。また記述式問題においても、画像データとして読み込んだデータを活用した2系統による採点と照合を行い、確定した得点を入力し、自動集計を行います。

2の導入の効果といたしまして、まず記号選択式問題においては、システム上における自動採点により、人為的な見誤りや見過ごしによる採点ミスの防止が図れることが大きな効果の一つでございます。

ほかにも記号選択式問題の採点に充てていた採点担当者と時間を、記述式問題の採点へと役割分担をすることが可能になることや、画像データから問題別採点用紙を出力し、記述式問題の2系統での重層的な採点と点検が行えることから、採点誤り防止への効果がございます。

また、記号選択式問題と記述式問題の合計得点の計算におきましても、システム上において個別の得点を自動集計することにより、合計得点の集計時における人為的な計算誤りの防止への効果がございます。

議案書をおめぐりいただきまして、3の課題といたしまして、①中学3年生等、志願者に対するマークシート導入に関する周知が必要であること。②公平な選抜が実施されるようマークシートのエラーデータの取り扱いの基準を設ける必要があること。③高等学校の担当者への十分な研修が必要であること。④入学者選抜当日にトラブルが生じた場合に備え、学校への支援体制を整えることが必要であることを課題として、整理をいたしました。

その整理した課題につきましては、4の課題解決に向けた取組といたしまして、①マークシート導入に関する周知については、県教育委員会と連携を図りながら周知リーフレットやマークシートのサンプル解答用紙を10月以降に中学校へ配布を行ってまいります。

また、市立中学校及び高等学校校長会とも連会を図りながら、市立中学校3学年の教員に向けて周知を図り、市立高等学校におきましては、学校説明会等において受験者及び保護者に対してマークシート方式の導入に関する情報の提供を図ってまいりたいと考えております。

②マークシートの読み取りに際しては、ダブルマークやノーマークのチェックは、読み取りシステムにおける検出により確認を行うことにより、塗り潰しの濃淡による判断などは、読み取り機器の検知精度を統一することにより検知規格の基準化に努め、マークシート読み取りに際して混乱が生じないように対応を図ってまいりたいと考えております。

③市立高等学校の教員への研修につきましては、県教育委員会とも連携を図りながら、県における業者選定の後に入学者選抜の担当者に向けた説明会や、実際の機器を用いた研修会を実施し、業務の理解に努めてまいります。

また、9月からマークシート方式導入の進捗状況に応じて市立高等学校入学者選抜担当者会議を開催し、各校への周知と運用に向けた情報提供及び課題解決に向けた協議を行ってまいります。さらには、学校における運用上の疑問等に対しては、重ねて説明を行っていくなど支援も図ってまいりたいと考えております。

④平成29年度入学者選抜におきましては、導入の初年度であることから、高等学校において新しい方式での円滑な入学者選抜が行われるよう、マークシート読み取り時に読み取り機器業者

の担当者を配置するなど、市立高等学校と市教育委員会が連携を図りながら、学校への支援体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

以上のように、入学者選抜におけるマークシート方式の導入は、採点誤りの再発防止に効果が期待できるものと捉えておりますので、その課題解決に向けた取組を着実に進めまして、市立高等学校における正確かつ公正・公平な入学者選抜の実施のために導入を図りたいと考えております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおりの説明でございました。何か御質問等がございましたらば、お願いいたします。

【中本委員】

自動採点によってヒューマンエラー防止が少なくなると、なくなるということですね、こういうことに仕組みでやると。でも、どうも何か腑に落ちないのは、ずっと長い間、人の手によって採点していたものが、そういう人為的なミスで採点ミスが起きるといふ、昔からあったのでしょうけど。そういうのを問題化したときに、何かもうちょっと教師の採点に当たる先生たちの、どういう環境だったのだろうかとか。それはもう、前回の委員会するときにも皆さんお話していましたが、悪い枝を切ってオーケーというのではなく、木の中にある原因みたいなものを、もう少し議論をたくさんしていただきたいなというの、すごく思います。

やっぱり、余りにも先生たちが忙し過ぎる。二重、三重とああいう採点ミスが起きないような仕組みがあっても起きているということは、やっぱり何かこう、もうちょっと仕組みの問題じゃないようなところに、環境的なところに問題があるような気がちょっとするんです。そこは、やっぱりあわせて採点の誤りの再発防止というカテゴリーの中で、一ジャンルあってもいいんじゃないかなというふうに思います。というか、そういうのは実際にやっつけらっしゃるのですか。

【渡辺指導課長】

6月23日の教育委員会議でも考え方等を御報告させていただきましたけれども、例えば幾つかお示しますと、採点日を1日というところを、もう1日ふやす、これは今後、高等学校との協議の中で進めていく話ですけれども。それから今、中本委員がおっしゃったように、採点するときの先生の環境です。採点する会場が1カ所であったり、あるいは時間が、先ほど1日から2日にするとか、休憩時間を設けるとか、そういった環境についても、それぞれ各市立高校5校ございますけれども、校舎の配置等も違いますので、そこは各学校と協議して、一番いい形で進めていきたいと考えております。

【中本委員】

できたら、そちらを重きに置いていただけると、僕的にはうれしいんですけど。あわせてよろしく願います。

【吉崎教育長職務代理者】

マークシート方式導入は、エラーをなくすためには結構だと私も思っています。ただ、今後心

配なのは、時代の流れは記述式で書かすということが非常に大事で、ただ選ぶだけではなくて、何らかを書くということも、新しい学力を考えると、大事な点なんです。そういう点を考えると、ミスが減らすということでマークシートのウエイトがどんどん高くなっていくんじゃないかなという気が、私は何となく予想するんです。

これは、やっぱり当然ミスがなくなることと、採点上の労力といいますか負担が減りますので、マークシートを入れると。本当に少ないんです、ミスが本当に。今の機械はいいですから。ですから、そうすると何か記述式のウエイトがすごく減ってくるんじゃないかなにかないかなということだけは懸念として持っていたほうが、今後のためにはいいかなというふうに思っているんです。

だから、きょうのことに對するものではないんですが、今後の要望です。人間って、どうしてもミスのないほうに行こうとなると、どんどんそちらの方向に行くんじゃないかなにかないかなという気がするんですけど。そういう話は出ているのでしょうか。

【渡邊教育長】

いかがですか。

【渡辺指導課長】

そうですね。県の教育委員会の検討委員会で傍聴させていただきましたが、その中でも、ある委員からは記述式の問題について思考力、判断力、表現力、これも大事なものであるから、マークシート方式を導入したからといって、今、吉崎委員がおっしゃったように記号選択式のほうに流れていくようなことはないようにというような意見もございました。川崎市、我々としまして今後、マークシート方式の導入を採択いたしまして、いろんな意味で検証を進めていきたいというように思っております。

【吉崎教育長職務代理者】

どうぞよろしくお願いします。

【渡邊教育長】

はい、小原委員。

【小原委員】

2点、ちょっと確認させていただきたいんですけれども。1枚目の下の記述式問題の採点結果の自動集計によりということなんですけれども、これは記述式の読み込みのデータを二つ出す形になるわけですね。それで採点をするということだと思ったんですけれども。その結果を、例えば画面上で自動的に集計ができるとか、採点結果が集計できるとか、そういうことなのでしょうか。それとも単純に、2系統で出した採点結果を数字の打ち込みで入力して、自動集計をするという考え方なんでしょうか。

【渡辺指導課長】

最後のほうでおっしゃられた記述式問題の採点が2系統でやりまして、それぞれ担当の教員が採点をした結果は教員の手で入力をする、入力した結果が選択式のほうの点数と、こちらの記述

式の点数の合計の計算は自動でやると。

【小原委員】

2系統で採点をしたものを、またその部分で一つに回答の採点のすり合わせをして、まとめて入力をするという考え方でよろしいですか。

【渡辺指導課長】

はい。一つにまとめて入力をするということです。

【小原委員】

はい、わかりました。それともう一つ、2番目のほうです。4の課題解決に向けた取組の中の③ですけれども、市立高等学校の教員への研修についてはというところで1行目の最後からのところで、入学者選抜の担当者に向けた説明会や機器を用いた研修会を実施し、というふうになっているんですけれども、確認をしたいのは、機器を用いた研修会というのは、入試のときの採点をする担当者が機器の研修会を受けるという解釈でよろしいですか。

【高井指導課担当課長】

入学者選抜、実際にマークシートを読み込みですとか、それを担当する教員がすると思います。

【小原委員】

それで大丈夫なんですよ。要は機器を扱う人間じゃない人間が、機器の研修会に行くということはないということですよ。

【高井指導課担当課長】

そういう想定はしていません。実際に担当される方に来ていただくことを想定しています。

【小原委員】

はい、わかりました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

2点の御確認よろしいですか。

【小原委員】

はい。

【渡邊教育長】

前田委員、濱谷委員いかがですか。

【前田委員】

やはり今、吉崎委員もおっしゃったように、記述式の問題が気になっていて。私も専門が国語

なものですから、やはり2系統で採点照合というんだけど、特に採点の部分で2系統にマークシートにして、先生方の採点に当たる方をそちらに回せるという説明があったんですけど、記述式問題の誤字や脱字を点検するというのは、他の教科の人でも大丈夫だろうと思うんですが、いわゆる今の採点でも、表現の問題について各校で十分協議してなっています。だけど、2系統に幾ら人数を充てたからといって、採点ミスが起こらないことにならないので、しっかり国語科の教員を、その2系統にそれなりの方を2人ちゃんと責任者を決めて配置すると同時に、国語科において表現の問題を、こういうのが入試の解答例にも今年も3例ほど出ていましたけど、それ以外に、こういうものが予測できるという教科の国語のほうに、しっかりそういう検討した上で、そういう責任のある方を2系統に人的に配置するようにしないと。

ただ形だけ2系統にしたからといって、採点のミスが防げる、または、いろんな意味で採点結果が出たときに不安にならないように、その辺がもう一度表現の問題について2系統にしたときに、どういう体制でいくのかということを確認したかったんですけど。検討していただけたらと思います。

【渡邊教育長】

その辺については、特に補足はございますか。

【高井指導課担当課長】

基本的に今、御指摘いただいたとおりで、表現等につきましては、専門の教科の教員が担当することを想定しています。ただ、定時制等によりましては、若干教科の人数が十分に配置が、2系統にしますと、仕切れないところがあるかもしれませんが、一方で定時制、今、受験者が少ないというところもありますので、その点については、時間をかけて丁寧に対応できるかなと思っております。

【渡邊教育長】

濱谷委員はよろしいですか。

【濱谷委員】

今まで皆さんがおっしゃったとおり、マークシートにすると、その部分はすごく手早くできていいかなと、それで人的にも余裕が出てくるのかなと思いましたが、記述式のところだけがちょっと心配かなというのが、どうしてもありました。多少余裕のできた人員をそこに充てるのではなく、前田委員がおっしゃったように、個別の文章の意味をしっかりわかるような、それでいいのかという答えとしてというのをちゃんと見てあげないと、いけないのかなと。この入学試験の間違ひは、やっぱり子どもにとっては大変なことなので、慎重にお願いしたいなというところを一番に思いました。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

【渡邊教育長】

今、委員の皆さんから出された意見としましては、まずマークシート方式の導入については、ヒューマンエラーの防止の点から効果があるだろうというふうな、まずお話がございました。

一方で記述式がマークシートのほうのウエイトが高くなることによって、記述式のウエイトが

下がってしまうようなことについては、やはり懸念する点もあるので、十分考えてほしいという内容がございました。

それから、記述式の採点について2系統で行う際の精度をしっかりと高めてほしい、そういったお話もございました。そういったことを踏まえて取り組んでいただきたいと思いますし、また先ほどの説明の中でも課題が4点出されておりますので、このあたりをしっかりと取り組んでいただくということを、お願いしたいと思っています。

その上で御意見としては、マークシート方式の導入について反対はなかったように思いますけれども、議案第35号につきまして、原案のとおり可決ということによろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第35号は原案のとおり可決といたします。

議案第36号 平成29年度使用小学校教科用図書の採択について

【渡邊教育長】

次に、「議案第36号 平成29年度使用小学校教科用図書の採択について」、こちらの説明を指導課長に、続けてお願いいたします。

【渡辺指導課長】

それでは、議案第36号について御説明申し上げます。

義務教育諸学校の教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年とするということが定められております。

小学校につきましては、平成26年度に、平成27年度から使用する教科用図書についての採択がえを実施したことから、平成29年度に使用する教科用図書については、今年度と同一の教科用図書を採択することが義務づけられております。平成29年度に使用する教科用図書につきましては、議案書の一覧表のとおりでございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

ただいま説明がございました、平成29年度使用小学校教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、これに基づきまして今年度と同一の教科用図書を採択することになるということでございます。

そういったことでございますが、何か御質問等ございますでしょうか。

こちらのほう、よろしいですか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、議案第36号は、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、原案のとおり可決といたします。

議案第37号 平成29年度使用中学校教科用図書の採択について

【渡邊教育長】

続きまして、「議案第37号 平成29年度使用中学校教科用図書の採択について」の説明でございます。続いて指導課長にお願いいたします。

【渡辺指導課長】

それでは、議案第37号について御説明申し上げます。

中学校につきましても、平成27年度に、平成28年度から使用する教科用図書についての採択がえを実施したことから、平成29年度に使用する教科用図書は、今年度と同一の教科用図書を採択することが義務づけられております。平成29年度に使用する教科用図書につきましては、議案書の一覧表のとおりでございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【渡邊教育長】

ただいまの説明でございますが、本議案でございます、中学校教科用図書につきましても本年度と同一の教科用図書を採択するということになるということでございます。これにつきまして、何か御質問ございますでしょうか。

特によろしいですか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは改めまして、議案第37号、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

議案第38号 平成29年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について

【渡邊教育長】

続きまして、「議案第38号 平成29年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について」、説明を引き続き指導課長にお願いいたします。

【渡辺指導課長】

それでは、議案第38号につきまして御説明申し上げます。

川崎高等学校附属中学校の教科用図書につきましては、公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものについては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、学校ごとに種目ごとに採択を行うものと規定されておりますので、議案第37号とは別に採択を実施いたします。

なお、川崎高等学校附属中学校につきましても、平成27年度に、平成28年度から使用する教科用図書についての採択がえを実施したことから、平成29年度に使用する教科用図書は、今年度と同一の教科用図書を採択することが義務づけられております。平成29年度に使用する教科用図書につきましては、議案書の一覧表のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

【渡邊教育長】

以上のとおりでございますが。本議案につきましても、平成29年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書につきましては、本年度と同一の教科用図書を採択することになるということでございました。何か御質問がございましたらば。よろしいですか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、議案第38号につきまして、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

議案第39号 平成29年度使用特別支援学校教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項検定済教科書）

議案第40号 平成29年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法第34条第1項文部科学省著作教科書）

議案第41号 平成29年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）

議案第42号 平成29年度使用特別支援学校高等部教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）

【渡邊教育長】

次に、「議案第39号 平成29年度使用特別支援学校教科用図書の採択について」、「議案第40号 平成29年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について」、「議案第41号 平成29年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について」、「議案第42号 平成29年度使用特別支援学校高等部教科用図書の採択について」でございますが、ただいま申し上げました議案4件につきましては、いずれも特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の議案となっておりますので、この議案4件について一括して審査を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、一括して審議をまいります。

まず説明につきまして、指導課担当課長にお願いいたします。

【若尾指導課担当課長】

それでは、まずはじめに資料の1をごらんください。特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書について御説明させていただきます。

1をごらんください。教科用図書は、学校教育法第34条第1項に基づく文部科学大臣の検定を経た教科用図書、検定済教科書、または、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、著作教科書、これを使用しなければなりません。また、児童生徒一人ひとりの障害状況がさまざまであることから、学校教育法附則第9条の文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書、附則第9条教科用図書を使用することができるとなっております。

次の2で、具体的に説明をいたします。特別支援学校、特別支援学級においては、(1)から(3)までの3種類の教科用図書が使用できます。(1)は学校教育法第34条第1項に基づく検定済教科書でございます。(2)は特別支援学校の児童生徒が学習内容をよりよく理解できるように障害

の種別に応じて文部科学省が作成した著作教科書で、国語、算数・数学、音楽の3教科がごさいます。特別支援学校用の教科書は、その需要数は少ないために民間による発行が期待できないことから、文部科学省において著作、編集しております。(3)は学校教育法附則第9条の規定による教科用図書で、市販されております絵本などの一般図書や、当該学年よりも下の学年の検定済教科書、視覚障害のある児童生徒のための検定済教科書の拡大版、点字版教科書でございます。

次に3をごらんください。特別支援学校や小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の一覧でございます。説明する議案ごとに該当する学校をお示ししたものでございます。

次に、資料の2をごらんください。特別支援学校、特別支援学級における教科用図書の採択手順を示したフロー図でございます。

採択の手順といたしましては、教育委員会が審議会に諮問するとともに、校内検討委員会へ調査研究を依頼します。特別支援学校の小学部及び中学部、並びに小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は、原則として通常の学級で使用する教科書と同じでございますが、学校が附則第9条図書の使用を希望する場合、これは校内検討委員会を設置して、対象となる児童生徒の発達段階や障害の状態・能力・適正などを踏まえ調査研究しまして、学校長は選定した附則第9条図書を審議会に報告します。審議会では、調査研究等の報告を参考に審議し、その結果を教育委員会へ答申いたしまして、教育委員会において採択することとしております。

それでは、議案第39号から第42号まで一括して説明いたします。

はじめに、議案第39号をごらんください。特別支援学校用の教科用図書(検定済教科書)の採択についてでございます。まず、1ページをごらんください。

特別支援学校小中学部につきましては、小中学校同様の検定済教科書を使用して教育を行う場合、当該採択地区内の検定済教科書を採択するものでございます。小中学校は同一の教科用図書を採択する期間は4年とすることが定められているため、小学部につきましては、平成26年度に採択されたものを、中学部につきましては、昨年度、採択された教科用図書と同一のものを採択するものでございます。

次に、議案第40号をごらんください。特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書(著作教科書)の採択についてでございます。文部科学省発行の平成29年度使用特別支援学校用小中学部教科書目録に登載されております教科書を障害種別、小中学部別に一覧にしたものでございます。

1ページをごらんください。主に聴覚障害の児童生徒が使用いたします。上の表ですけれども、特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級の自立活動において、言語指導と音楽指導を行うための教科用図書でございます。下の表は、特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級の自立活動において、言語指導を行うための教科用図書でございます。

裏面の2ページをごらんください。主に知的障害の児童生徒が使用いたします。上の表は、特別支援学校小学部と小学校特別支援学級用の教科用図書。下の表は、特別支援学校中学部と中学校特別支援学級用の教科用図書で、知的障害を有する児童生徒の障害の程度は一様ではないために教科書の学年の指定は弾力化されまして、星印の数で学習内容の程度をあらわしております。

次に、議案第41号をごらんください。特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書(附則第9条教科用図書)の採択についてでございます。1ページから51ページまでございます。

附則第9条教科用図書は、児童生徒の障害の程度が多様であり、教育課程も特別であるために、

選定に当たっては文部科学省発行の、平成29年度使用一般図書一覧、それと神奈川県教育委員会作成の平成29年度使用調査研究資料の中から、それぞれ各学校で十分な調査研究を行い、教科の主たる教材として教育目標達成上適切な図書を採択するものでございます。

今年度も学校における調査研究の一助として、特別支援学校の学習指導要領の各教科の目標を段階別に示した一覧表を学校に配布しまして、児童生徒一人ひとりの個別指導計画に即して、最も適切である教科書を選定しやすくしたところでございます。

次に、議案第42号をごらんください。特別支援学校高等部教科用図書（附則第9条教科用図書）の採択についてでございます。

1ページをごらんください。一覧表のとおりでございます。

以上、平成29年度に使用します、特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の採択について御説明いたしました。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

議案第39号から42号まで一括して説明をいただきました。御質問等ございましたらば、お願いいたします。

内容について、特に例年と変わるような点はありますか。

【若尾指導課担当課長】

内容についてはございません。

【渡邊教育長】

それでは、特に御質問がないようでしたらば、順に採決を行ってまいりたいと思います。

それではまず、議案第39号についてでございますが、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第39号は原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第40号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第40号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第41号でございますが、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

< 可決 >

【渡邊教育長】

それでは、議案第 4 1 号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第 4 2 号についてでございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

< 可決 >

【渡邊教育長】

それでは、議案第 4 2 号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

それでは、傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第 6 条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださるようお願いいたします。

< 以下、非公開 >

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

山田庶務課担当課長、野本庶務課長が説明した。

報告事項 No. 5 は承認された。

報告事項 No. 6 平成 2 7 年度川崎市一般会計教育費の歳入歳出決算について

【渡邊教育長】

「報告事項 No. 6 平成 2 7 年度川崎市一般会計教育費の歳入歳出決算について」、こちらの説明を庶務課長をお願いいたします。

【野本庶務課長】

それでは、平成 2 8 年第 3 回川崎市議会定例会に提出いたします、平成 2 7 年度一般会計歳入歳出決算認定から、教育費の歳入歳出決算につきまして御報告をさせていただきます。御報告に当たりましては、教育費に係る歳入決算につきましては、本日御配布させていただきました報告事項 No. 6 の平成 2 7 年度川崎市一般会計歳入歳出決算事項別明細書から抜粋いたしました

資料1により、また教育費の歳出決算につきましては、平成27年度主要施策の成果説明書から抜粋いたしました資料2によりまして御説明申し上げます。なお、これらの資料につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、決算について議会の認定に付するに当たり、提出する書類となっております。

それでは、資料1、平成27年度川崎市一般会計歳入決算事項別明細書によりまして、教育費に関する主な歳入につきまして、予算現額と収入済額との比較を中心に御説明させていただきます。

それでは、資料1の11ページをお開きください。中段の14款、使用料及び手数料でございます。ページをおめくりいただきまして、13ページ中段の1項8目、教育使用料は、高等学校授業料、青少年科学館及び日本民家園の使用料等でございます。予算現額3億6,747万4,000円に対しまして、収入済額は3億5,303万800円で、1,444万3,920円の減となっております。主な要因といたしましては、青少年科学館の入場者数が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、17ページをお開きください。中段にございます2項10目、教育手数料は、中高一貫教育校の入学選考料及び高等学校の入学料などでございます。予算現額1,333万8,000円に対しまして、収入済額は1,231万9,500円で、101万8,500円の減となっております。これは主に、中高一貫教育校の入学選考料の減によるものでございます。

続きまして、15款、国庫支出金でございます。

一番下の段の1項3目、教育費国庫負担金は、予算現額7億6,685万6,000円に対しまして、収入済額は9億9,011万8,404円で、2億2,326万2,404円の増となっております。これは主に、1ページおめくりいただきまして、次のページの一番上にございませぬ、義務教育施設整備に係る国庫負担金の認承増によるものでございます。

次に、23ページをお開きください。中段にございます2項11目、教育費国庫補助金は、予算現額14億4,089万9,000円に対しまして、収入済額は9億2,693万9,245円で、5億1,395万9,755円の減となっております。これは、主に義務教育施設整備に係る国庫補助金の認承減及び一部事業を翌年度に繰り越したことによるものでございます。

続きまして、31ページをお開きください。下段の17款、財産収入でございます。ページをおめくりいただきまして、1項1目、財産貸付収入の7節教育費財産貸付収入でございますが、これは主に生涯学習プラザの貸付に対する生涯学習財団からの土地・建物の賃貸料収入でございます。予算現額5,463万2,000円に対しまして、収入済額は5,464万2,945円で、おおむね予算どおりの収入となっております。

次に、41ページをお開きください。中段の21款、諸収入でございます。2枚おめくりいただきまして、45ページをお開きいただきまして、中段の3項6目、教育費貸付金収入は、予算現額1億727万8,000円に対しまして、収入済額は1億571万1,100円で、156万6,900円の減となっておりますが、これは大学奨学金貸付金の償還が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、49ページをお開きください。中段の6項8目、雑入でございます。ページをおめくりいただきまして、51ページ、上段にございます13節、教育費雑入は、教員宿舎の家賃や博物館施設における講座受講料、市立図書館等の複写機利用収入など多岐にわたっておりますが、予算現額6,457万7,000円に対しまして、収入済額は5,316万5,835円で、1,

141万1,165円の減となっております。

次に、22款、市債でございます。ページをおめくりいただきまして、53ページ下段にございます、1項12目、教育債は、予算現額154億8,000万円に対しまして、収入済額は127億4,600万円で、27億3,400万円の減となっております。これは、入札効果による事業費の減及び一部事業の翌年度への繰り越しなどによるものでございます。

以上、教育費に関します主な歳入決算につきまして御説明を申し上げます。

続きまして、歳出決算につきまして、お配りしてございます資料2、平成27年度主要施策の成果説明書により御説明申し上げます。

はじめに、2ページをお開き願います。一番上の段に教育費の歳出決算の合計を記載しております、予算現額488億764万4,340円に対しまして、支出済額は447億4,095万1,182円、翌年度繰越額が19億7,395万7,079円で、不用額は20億9,273万6,079円となっております。不用額の主なものといたしましては、義務教育施設整備費等の施設整備経費における入札効果による事業費の減などとなっております。

それでは、事業別の決算につきまして御説明を申し上げます。

はじめに、2ページの中段にございます、1項5目、教育指導費の1段目、キャリア在り方生き方教育推進事業でございますが、子どもたちの社会的自立に向けて必要な能力や態度を成長段階に応じて系統的・計画的に育む教育を推進する、キャリア在り方生き方教育の実施に向けた取組を推進したところございまして、予算現額は956万9,000円、支出済額は689万8,986円で、不用額は267万14円となっております。

続きまして、その2段下、児童生徒指導事業でございますが、予算現額は1億6,801万7,000円、支出済額は1億6,535万6,560円で、不用額は266万440円となっております。主な内容でございますが、スクールカウンセラーの配置等を行うとともに、各区に1名以上スクールソーシャルワーカーを配置し、社会福祉等の専門的な見地から課題を抱える児童生徒への支援を充実させました。また、共生・共育プログラムを全校で実施し、いじめ・不登校を生まない環境づくりと早期対応の取組を推進したところでございます。

続きまして、その1段下、児童支援コーディネーター専任化事業でございますが、小学校65校において児童支援コーディネーターの専任化を図り、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を充実させたところございまして、予算現額は1億248万9,000円、支出済額は9,025万1,050円で、不用額は1,223万7,950円となっております。

次に、1枚おめくりいただきまして、4ページをお開きください。1段目、読書のまち・かわさき事業でございますが、学校図書館の充実に向けて、常に人がいる環境づくりのため、小学校7校にモデル的に学校司書の配置などを行ったところございまして、予算現額は2,876万3,000円、支出済額は2,843万8,261円で、不用額は32万4,739円となっております。

続きまして、下段7目、総合教育センター費の3段目、外国語指導助手配置事業でございますが、ALTを3名増員し、積極的に外国人と英語でコミュニケーションする児童生徒の育成を図ったところございまして、予算現額は3億754万6,000円、支出済額は3億753万2,160円で、不用額は1万3,840円となっております。

続きまして一番下の段、習熟の程度に応じた指導推進事業でございますが、習熟の程度に応じ

たきめ細やかな指導の充実に向けた、より有効な指導形態や指導方法の研究を進めておりまして、予算現額は120万5,000円、支出済額は88万3,410円で、不用額は32万1,590円となっております。

次に、1枚おめくりいただきまして、6ページをお開きください。下段の5項、特別支援教育費でございます。1枚おめくりいただきまして、1段目、医療的ケア支援事業でございますが、小学校・中学校等を対象に、医療的ケアが必要な児童生徒に対し、看護師による支援を定期的を実施し、保護者負担の軽減を図るものでございます。予算現額は1,244万9,000円、支出済額は1,036万6,392円で、不用額は208万2,608円となっております。

次に、中ほど6項2目、社会教育振興費の5段目、地域の寺子屋事業でございますが、地域ぐるみで子どもの学習や体験活動をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の寺子屋を市内17カ所に拡充して開講したところでございまして、予算現額は1,936万3,000円、支出済額は1,341万6,708円、不用額は594万6,292円となっております。

続きまして、3目文化財保護費の2段目、橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業でございますが、平成27年3月に市内初の国史跡に指定された橘樹官衙遺跡群について指定記念事業を展開し、史跡の周知を図るとともに、史跡地を一部公有地化して保存整備を推進したところでございまして、予算現額は1億8,781万6,000円、支出済額は1億8,721万447円、不用額は60万5,553円となっております。

次に、1枚おめくりいただきまして、10ページをお開きください。下段の7項2目、学校給食費の2段目、中学校給食推進事業でございますが、安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向け、市内3カ所の学校給食センター及び各学校の配膳室等の整備を推進したほか、東橘中学校において完全給食の試行実施を開始したところでございまして、予算現額は33億2,911万4,000円、支出済額は33億1,393万7,134円、翌年度繰越額は1,445万6,000円で、不用額は72万866円となっております。

次に、1枚おめくりいただきまして、12ページをお開きください。8項1目、義務教育施設整備費の1段目、校舎建築事業でございますが、予算現額は92億6,484万4,340円、支出済額は84億6,802万2,966円、翌年度繰越額は3億8,644万5,279円で、不用額は4億1,037万6,095円となっております。

主な内容といたしましては、新川崎地区及び小杉駅周辺地区における小学校の新設に向けた基本実施設計を実施したほか、子母口小学校と東橘中学校の合築整備、児童生徒の急増に対応するための大師中学校等の増築などございまして、学校施設の計画的な整備を行っております。

続く1段下の義務教育施設整備事業でございますが、予算現額は69億5,924万円、支出済額は46億7,623万1,371円、翌年度繰越額が15億7,305万5,800円で、不用額は7億995万2,829円となっております。

主な内容といたしましては、学校トイレの快適化やエレベーターの整備など、安全で快適な学校施設整備を計画的に進めております。また、学校施設の教育環境の改善と長寿命化の推進により財政支出の縮減を図る学校施設長期保全計画に基づき、既存校舎等の改修による再生整備と予防保全を推進したところでございます。

以上、歳出決算につきまして御説明申し上げます。資料の1ページには、教育費全体の概要を説明してございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で、報告事項の平成27年度一般会計教育費の歳入歳出決算につきましての御説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

教育費の歳入歳出決算についての報告でございました。御質問がございましたらば、お願いいたします。

よろしいですか。何か御感想でも結構ですけど。

【前田委員】

日本育英会の奨学金の回収がままならなくて、何かいろいろ大変なようですが、先ほどの説明の中で教育費貸付金収入が大学奨学金の回収の減で、結構大きな数字があったんですけど、その辺で、何か川崎市として、何か方策というか、未回収の奨学金をどのようにと。何か育英会も聞くところによると、連帯保証人にまで連絡が来ると聞いたことがあるんですが、川崎市の場合、何か手だてとかあるんでしょうか、奨学金の未回収分という、この46ページの。大変ですよ、やっぱり未回収というのは。

【窪田庶務課係長】

収入未済額については、今は全庁的に債権対策を強化してきており、全庁的な督促状とかというのはやっており、なるべく収入未済額を縮減するという取組は進めておるところであります。現実、ここまで。

【前田委員】

そういう未回収が多いから奨学金の額を減らしていくとか、人数を減らしてとか、そういう方向ではなくてということが言いたかったわけなんですけど。未回収が多いから大学奨学金を縮小するということになると、やっぱり優秀な子はお金をかけて教育を受けさせるという趣旨から、ぜひ回収も頑張ってください、だから予算を縮小するというのではない方向で頑張ってくださいという感想です。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【吉崎教育長職務代理者】

いろいろ見ると、執行状況が予算執行の関係で残ったのとかいろいろあるようなんですが。例えばALTなんかの4ページです、外国語指導助手配置事業、ALTですね。これなんか、かなり予算どおり使われているというか、ぴったりという感じなんですけど。

一方、8ページの寺子屋なんていうのは目玉なんですけれども、割合からいうと、結構残っている。これはどういう違いが、何かあるんでしょうか。事業によって執行がうまくいった場合と、予算の立て方の問題なのか。この辺は、どういうふうに考えたらいいのか。

【窪田庶務課係長】

寺子屋について申しますと、予算上は箇所数を、これはちょっと市長の公約のものということもありまして、21カ所分予算がついていたんですけれども、市長の方針で、21カ所分つけるけれども、できるところからしっかりと、21が絶対ではなくて、確実に、着実にやるようにというふうなお話があった中で、27年度開講できたのが17カ所ということで。箇所数分、ちょっと不用が出てしまっているという。

【吉崎教育長職務代理者】

趣旨はすごくよくわかるんですけれども。一般に見ると、何かそんなに要らないんじゃないの予算、というふうにとられないんですか。議員さんとかなんかも。それは大丈夫ですか。

今、寺子屋なんですけれども。確実にできるところから無理なくやっつけよう。予算はつけておくけどということの説明だったと思うんですが。それでも、現実にそれだけやらないのなら、要らないんじゃないのという考えは出ませんか。大丈夫ですか、その辺は。それ以上、聞いても出てこないでしょうけど。

【小椋総務部長】

今、説明したとおりでございますが、寺子屋の特性でございますが、地域の受け手ができたところで立ち上げていきたいと思います。結果として21カ所、予算が17カ所分しか執行できなかったということでございます。議員さんについては、今のところそんなに要らないんじゃないのという話は、いただいてないんですが、やはり、見方によってはそういう考えもあるかと思えます。

やはり寺子屋事業の重要性と、その特性をしっかりと説明しながら、一つの目標として掲げてございますので、教育委員会事務局としては、その目標に向かって、しっかりとした協議を尽くしながら昨年度もやってまいりました。今年度も、やっていく。結果としてどうなるかというのは、またあるかなと思えますけど、姿勢はしっかりと説明していきたいと思えます。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですか。その公開がなければ、非常に重要な事業ですので。予算がそれほど要らないじゃないかということになると、広がらなくなってしまう。今のところ、きちっと説明してください。

もう一つ習熟度なんです、4ページ目。これも、何かもっと予算があるなら、きちっと推進したらいいと思うんですけど。これもちょっと比率から見ると、そんな大きな金額ではないんですけど、もともとが。何か残っているような感じがするんですけど、この辺はどう考えているんです。これなんか、足りないぐらいのほうがいいんじゃないのかな。そう思っているんですけど。

【芹澤学校支援総合調整担当理事・総合教育センター所長】

具体的には、資料と冊子をつくりまして、結構、立派なものをつくったんですけれども、印刷・製本で印刷所に出して、安く上がったというのが本音でございます。それから、算数・数学に限っており、算数・数学は教員に全部渡したというところもあります。部数の限定もありまして、この金額になりました。

今後につきましては、よりこれを発展させていくという形で、今、印刷・製本が主だったんで

すけれども、何か別の方向で、また来年度以降、考えていけたらと思っております。事業としては順調に進んでいると考えているところなんです。

【吉崎教育長職務代理者】

そうすると、これはあれですか。そういう冊子とか何かであって、人をつけるとか、何かそういう非常勤が担当に入るのではないんですかね。そこは入っていないんですね。

【芹澤学校支援総合調整担当理事・総合教育センター所長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

それは、ほかのところに入っているんですね。TT（ティームティーチング）のような非常勤職員は。

【芹澤学校支援総合調整担当理事・総合教育センター所長】

今、習熟度につきましては、少人数加配等がございますので、それでやっていくところがございます。人の手当ては入っておりませんが、研究というところに入っております。

【吉崎教育長職務代理者】

どこに入っているんですか。

【芹澤学校支援総合調整担当理事・総合教育センター所長】

少人数加配の事務局費のところに入っておりますので、ここには入っておりません。

【吉崎教育長職務代理者】

少人数加配のところに入れていると。

【芹澤学校支援総合調整担当理事・総合教育センター所長】

はい、それは人事の部分ですので。今までついていたものの中で、今、対応しているところがございます。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですか。

【芹澤学校支援総合調整担当理事・総合教育センター所長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

その点は、よくわかりました。

ついでですけど、2ページのこの児童支援コーディネーター、これも非常に重要な事業だと思

っているんですが。結構残っていますと考えるのか、順調と考えていいのか。何か微妙な金額の割合の執行なんだけど。これは御説明いただけますか。2ページです、児童支援コーディネーター専任化事業。

【野本庶務課長】

これは、非常勤を入れている事業でございまして、市費と県費で賄っていくような形になっているんですけども。県費がより多く入ってきているので、市費のほうの部分でちょっと差額が出てしまっているというような状況にはなっております。計画的には、執行はしているところでございます。

【吉崎教育長職務代理者】

ああ、そうですか。

【野本庶務課長】

はい。

【渡邊教育長】

御質問いただいた3点、いずれも予定どおり執行はされているわけですけども、結果的に、少し少なくて済んだということでしょうか。

【野本庶務課長】

そうですね。入札の差金だとか、特財の入り方だとかそういったものでちょっと、若干の残が出ているような形には見えてしまっているという。

【渡邊教育長】

寺子屋も新規の開拓といいましょうか、開講には、随分担当は努力をしているんですけども、さっき話がありましたように、学校あるいは地域ですかね、担う地域が十分に育つということが、やっぱり必要だと思いますし、その中で無理やりさせていないということで、当初の見込みよりも少なくなっているというのが現状じゃないかと思うんですけど。

ほかの委員さんは、いかがですか。

【濱谷委員】

12ページの施設設備のところの、ちょっとわからないんですが。

【渡邊教育長】

歳出のほうですね。

【濱谷委員】

歳出の。予算額に対して支出が少なかったりして、不用額と、あと翌年度に繰越額というのが結構な金額になっていたりしているんですが。これは予算としてとった分を翌年度に繰り越すと

いう金額がこれだけあるということですか。

【窪田庶務課係長】

そうですね。特に、この下の義務教育施設整備事業については、翌年度繰り越しが15億となっておりますけれども、こちらの大半が年末に国の大型の補正がありまして、その関係で28年度、本来、今年やる事業を一回前倒しにして、それをまた繰り越して執行しているというのが大半という形になっています。ちょっと見た目上、こういう状況になっています。

【濱谷委員】

何か不用額とか繰り越しとか金額が多いと、何か聞かれるような気がしたので。

【渡邊教育長】

国の予算のつけ方なんですね。

【濱谷委員】

国の予算がなかなかついてこなくて、できないと言っているところも結構多いので。

【渡邊教育長】

結局、年度末に補正が出て、その年度内に執行は当然できないので、繰り越しになっちゃっているんですよね。

それでは、こちらについてはよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告事項 No. 6 について、承認でよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、No. 6 は承認といたします。

報告事項 No. 7 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について

【渡邊教育長】

続きまして、報告事項 No. 7 に移ります。公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について、こちらの説明を健康教育課担当課長にお願いいたします。

【北村健康教育課担当課長】

それでは、「報告事項 No. 7 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について」、御報告をいたします。

はじめに、学校給食会の概要でございますが、保護者向けに学校給食会の事業を御理解してい

ただくためのリーフレットを作成しております。お手元のリーフレットの裏面をごらんいただきたいと思ひます。こちら学校給食会は、良質で安全・安心な食材を安定供給し、学校給食の充実発展と円滑な運営を図り、成長期における児童生徒の食生活にかかわる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与することを目的として事業を運営している公益財団法人でございます。

事業内容といたしましては、主に給食物資の共同購入を行う物資の調達事業と、給食物資に関する調査研究事業でございます。また、この二つの事業を円滑に行うために、普及奨励事業も行っております。

物資の調達事業では、小学校113校、特別支援学校4校に加え、現在は中学校1校の統一献立で使用する肉や野菜、調味料等の給食物資の共同購入をしております。なお、中学校給食につきましては、平成29年1月から小中合築校方式である東橘中学校、はるひ野中学校、自校方式である犬蔵中学校、中野島中学校の4校で本格実施いたします。給食物資は可能な限り国内産を購入することや、食品の安全に関する情報収集、給食物資の細菌検査、理化学検査、残留農薬検査等を行い、給食物資の安全性確保に努めているところでございます。

枠で囲っている給食会の歩みの欄をごらんください。裏面になります。学校給食会は、昭和24年に任意団体として発足以後、昭和33年に財団法人となり、平成24年4月に公益法人制度改革に伴いまして神奈川県知事の認定を受け、公益財団法人へ移行設立登記をしております。

それでは、公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況につきまして御報告申し上げます。報告事項No.7と書かれた資料の1ページをごらんください。

はじめに、法人の概要でございますが、公益財団法人川崎市学校給食会の設立年月日は、平成24年4月1日でございます。なお、旧財団法人川崎市学校給食会の設立年月日は、昭和35年5月1日でございます。所在地は、川崎市川崎区宮本町6番地明治安田生命川崎ビル4階でございます。

次に、平成27年度の決算について御報告いたします。これから御報告いたします各財務諸表につきましては、公認会計士の指導のもと、平成20年12月から施行された国の新公益法人制度下における公益法人会計基準に沿った財務諸表に整えております。

それでは、事業実績について御説明いたします。具体的な事業内容といたしましては、物資の共同購入と物資に関する調査研究でございます。平成27年度の物資の共同購入等の実績でございますが、給食人員は1日平均7万8,318人、給食実施回数は小学校、特別支援学校は、年間183回、中学校は年間43回、物資取扱額は、30億1,414万440円でございます。

また、物資に関する調査研究等の実績でございますが、給食用物資食品加工工場の調査をはじめ、給食用物資の規格衛生検査や学校に納入された給食用物資の確認検査を実施し、子どもたちへ安全・安心な学校給食用物資を提供しております。

次に、2ページをごらんください。貸借対照表でございます。本表の当年度(A)の欄をごらんください。Ⅰ、資産の部といたしまして、1、流動資産と2、固定資産をあわせた資産合計は、4億1,616万1,595円となります。

Ⅱ、負債の部といたしまして、1、流動負債と2、固定負債をあわせた負債合計は、3ページをごらんいただき、1行目でございます2億2,835万2,204円となります。したがって、Ⅲ、正味財産の部といたしまして、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産合計として、本表の下から2行目でございます1億8,780万9,391円となります。

次に、正味財産増減計算書でございます。本表の当年度(A)の欄をごらんください。当該計

算書は、貸借対照表にございます正味財産の増減をあらわす計算書でございます。Ⅰ、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部といたしまして、(1) 経常収益の計でございますが、31億3,171万7,709円でございます。経常収益の内訳といたしまして、保護者から納められる学校給食費の事業収益のほか、本市からの補助金や委託金、雑収益等でございます。

次に、(2) 経常費用の計でございますが、4ページをごらんください。

本表、下から6行目でございます31億6,641万2,227円でございます。経常費用の内訳といたしまして、給食物資代金のほか、給料手当や衛生検査費等でございます。したがって、当期一般正味財産増減額につきましては、5ページをごらんください。上から6行目でございます、3,469万4,518円の減となります。これに一般正味財産期首残高である、2億2,150万3,909円を加算した一般正味財産期末残高は、1億8,680万9,391円となります。この一般正味財産期末残高にⅡ、指定正味財産期末残高の100万円を加えた正味財産期末残高は、本表の一番下の行にございます1億8,780万9,391円となります。

次に、5ページから7ページまでに、正味財産増減計算書内訳表を掲載してございます。当該内訳表は、給食物資に関する事業費の公益目的事業会計と、管理的経費である法人会計等を掲載したものでございますので、御参照いただければと存じます。

次に、7ページから11ページにかけて、財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

また、12ページには参考資料といたしまして、平成27年度給食物資取扱高明細を掲載してございますので、あわせて御参照いただきたいと思います。

次に、平成28年度の事業計画について御報告いたします。13ページをごらんください。

平成28年度の事業計画でございますが、給食予定人員は、1日平均7万8,871人、給食予定回数は、小学校、特別支援学校は年間183回、中学校は年間166回、物資取扱見込み額は、30億7,642万9,000円でございます。平成28年度につきましても、継続して給食物資の規格衛生検査等を行いながら、良質な給食物資を提供してまいります。

次に、14ページをごらんください。平成28年度の予算書でございます。本表の予算額(A)の欄をごらんください。Ⅰ、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、(1) 経常収益の計でございますが、32億2,369万8,000円でございます。(2) 経常費用の計でございますが、15ページをごらんください。経常費用計32億2,369万8,000円でございます。

次に、16ページから17ページにかけて予算書内訳表を掲載してございますので、御参照いただければと存じます。

以上で、公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況についての報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

学校給食会の経営状況ということで御説明がありました。御質問等ございましたらば、お願いいたします。

【吉崎教育長職務代理者】

大ざっぱな質問でいいでしょうか。

【渡邊教育長】

はい、吉崎委員。

【吉崎教育長職務代理者】

勉強のためなんです。家庭から集めている給食費ってありますよね。大体これを見ると四千弱、学年によって中高で違いますよね。値段が3,850円から4,000円。中高でしょう。

【北村健康教育課担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

そうすると、大体月当たり四千弱ですよ。これは、何食食べるんですかね、大体月平均。夏休みもあるので。

【北村健康教育課担当課長】

年間で183回でございますが。

【吉崎教育長職務代理者】

月でいうと何回。

【川上健康教育課係長】

16.63回。11で割りますと。

【吉崎教育長職務代理者】

月でいうと。

【北村健康教育課担当課長】

16回、平均で。

【吉崎教育長職務代理者】

それで1食、幾らぐらいかなというの。

【北村健康教育課担当課長】

こちらの低と書いてあるのが小学校一、二年生で、1食およそ220円。

【吉崎教育長職務代理者】

220円。高で？

【北村健康教育課担当課長】

中学年の三、四年生で、1食230円。高学年の五、六年生で1食240円を目安として献立

等を考えてございます。

【吉崎教育長職務代理者】

大体見ると、食材とかになっていますよね。このお金はほとんど。ということは、基本的にいうと市のほうの持ち出しというのは、調理師さんの人件費とか光熱費とか、もろもろのがありますよね。これでいうと、これの倍ぐらいが市が持ち出しているというか、かけているお金ですか。言いたいこと、わかります。

【北村健康教育課担当課長】

わかります。

【吉崎教育長職務代理者】

つまり230円と中学では、実は450円ぐらいなのかなという。それは、どのように考えたらいいですか。

【川上健康教育課係長】

人件費につきましては、別の所管のところでやっているんですけども。そのほか、今、調理業務委託を進めておまして。こちらについては、53校で大体14億円程度かかっております。全体のお金というのは、申しわけありません、今、算出したものは無いです。

【吉崎教育長職務代理者】

今、あまりいいかげんに答えるわけにいかないから、教育委員会では。おおよそ幾らと知ったのは、僕は倍とっていたんだけど。つまり給食費は、大体半分の自己負担というか。家庭が苦しいときは、その補助というのは別にして。給食は半分ぐらいが自己負担で、半分ぐらいがつくる人のお金とか何かも含めて、市の負担が残りかなとっていたんですが。どのぐらいと思ったらいいのでしょうか。むしろ濱谷委員のほう詳しいですか。

【濱谷委員】

ちょっとわかりかねますが。食材費のみ給食費として集めているので、それ以外の人件費とか施設設備費、光熱費、一切合財は市の持ち出しということなので、施設設備費まで入れるとどうなるのか、ちょっとよくわかりませんが。

【吉崎教育長職務代理者】

僕のおおよその判断では半々かなとっていたのです。40%が自己負担で60%が持ち出しという、市の。1食500円ぐらいかかると聞いていたんですけども、どんなものなんですか。例えば中学では230円集めていますけど、実際は500円ぐらいかかっているんですか。そこを知りたかったんです、勉強として。

【北村健康教育課担当課長】

1食でどのぐらいが市の持ち出しになっているのかという計算を最近しておりませんので。た

だ他都市など、倍ぐらいにはなるというのをお聞きすることはあるんですが。実際、川崎市で、何を入れて市の持ち出しと考えるかというのか。建物は、ある分できているので、そこまで入れると、かなりの1食何千円以上になるような気は個人的にはするんですけども。そういうものを除いて、本当に今の光熱水費とか人件費とかということを考えれば、やはり世間的に言われている倍ぐらいになるのではないのでしょうか。

【吉崎教育長職務代理者】

480円と僕は聞いたことがあるんですけど。全国で480円ぐらいですよと、文科省の方から聞いた覚えがあるんです。つまり倍ぐらいが、個人負担等の比率が倍なんです。つまり自己負担は半分なんです、給食。だから、すごくそれは給食というのは栄養を考えたりいろいろ考えると、非常に恵まれた制度なんですよということを伺ったことがあったんですが、それで大体いいですか。

【北村健康教育課担当課長】

今度計算します。

【吉崎教育長職務代理者】

もう一つ、ちょっと細かいんですが。常勤の方というのが、役員が2人と職員が3名ですよ、給食会です。何か余りにも給料が安過ぎるような気が、4ページです。役員報酬が432万で、給料が355万なんです。ということは、一人当たり役員は年間200万ちょっとで、もっと大変なのは給料のほうなんだけど、一人120万ってないんじゃないかと思うんです。月10万しかもらってないんですか、常勤で。

【川上健康教育課係長】

役員は月額30万程度もらっておりまして、経常費用の事業費のところ。

【濱谷委員】

事業費と管理費とで分けると。案分して。

【吉崎教育長職務代理者】

ごめんなさい。僕が言っているのは、管理費だけなんだ。

【濱谷委員】

公益費のとは案分しているようなやり方になるので。

【吉崎教育長職務代理者】

事業と管理、これ分けているということですか。おおよそ、どれぐらいずつ払っているんですか。役員と職員。

【川上健康教育課係長】

役員につきましては、月ごとに申し上げますと、理事長が34万ほど、事務長が30万ほど。ほかに常勤につきましては、月額22万ほど。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですね。じゃあ大体ほかと比べても、まずまずというところですか。僕は、あまり少ないのでかわいそうだなと思って。それは、分けていたんだ。わかりました。大体そんなものなら、そういうものなんですね。そういうものなんですねという質問はおかしいですが、わかりました、安心しました。変だなと思っていたから。結構です。

【濱谷委員】

印刷費や何やら、かかったもの全部を案分するんですよね。公益になったら。公益的なほうの事業とこっちの事業に関して。管理費と業務事業費。

【吉崎教育長職務代理者】

分けているんですね。安心しました。僕は、高いというよりは少ないんで心配してたんで。

【濱谷委員】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

ただあれですよね。これからいろいろ仕事が減ることはない立場でしょうから。

【北村健康教育課担当課長】

これから中学校給食も始まるので、その物資調達も給食会に担っていただきます。

【渡邊教育長】

これは大きいですよね。

【濱谷委員】

もう一ついいですか、じゃあ。学校からの数量とか注文するというようなことに関しては、もう今はパソコンで全部行ったり来たりなんですか。学校と給食会が。

【北村健康教育課担当課長】

それにつきましては現在も、やはり紙ベースで申込書を各学校書いていただいて、給食会に出すというところなんです。それを見ながら給食会がパソコンに手入力をして、どのぐらいの数量で事業者にもどのぐらいの購入量を納めてもらうかの発注書をつくっているというような流れになっています。

それで現在、ちょうどそのパソコンのリースの契約も、終わる時期になっておりますので、昨年度から給食管理システムを開発しております。今まで給食会が行っていた発注支払業務以外にも、結局、栄養士等が立てた献立を、また一人分の数量を一つずつ手入力しながら給食会がやっ

ておりました。そこを献立作成と連動させて、献立を栄養士のほうで作成したものを入力すれば、その数値が給食会のほうで見られて、自動計算して全体的に全市で何日にどのぐらいのものを発注すればいいのかと発注書が出てというような形で、ある程度できたところです。

検証をこれから行ってまいります。東橋中学校が、もう既に試行という形で始まっておりますので。操作研修をこの夏休み期間で栄養士や、それから巡回校ですと、牛乳発注とかを先生方が行っているの、そういう先生方も対象にして、今、総合教育センターのパソコンルームをお借りして、開発については富士通が入札のプロポーザルで決まりましたので、そちらの方が講師となってやっています。

休み明け、9月ぐらいからちょっと一部で仮で動かしてみようということを始めます。最終的には来年度、29年の4月から本格的にパソコンでの入力をし、連動して、給食会もやっという流れがございます。

でも、システムができたからどのぐらい事務負担が減るのかとか、そこまではちょっとまだわかりません。新しいシステムを入れますので、多分、当初はいろいろなところで問題や課題が出てきますので、事務作業の軽減になるかというのは、まあ、なれてくれば。

【濱谷委員】

数年たてばね、皆さんがなれるといいかなとは思いますが。

あと中学校のほうのことにしましては3カ所のセンターになるので、食材の発注とかそういうことは1校1校の細かい人数で発注するわけじゃないので。その辺は大きく動くのかなというふうには、ちょっと思っています。

それぞれのセンターの管理される業者さんがやるのか、誰がやるのかちょっとよくわかりませんが。その方たちが各学校への数量とか何かは、そこでやることであるので。給食会とのやりとりは大きな数字になるのかなと、ちょっと思ったりして。その辺は1校1校の小学校の、今、やっている百何十校から見れば、どんとした大きな数字が三つ入ってくるのかなという感じで。動きとしては、徐々になれていくしかないんでしょうけれども。

【北村健康教育課担当課長】

基本的には各学校のほうで、人数の把握はしていただかないとわかりませんので、そこは各学校でしっかり人数の入力を。まずそこが基本になっていただいたものが給食会と各センターのほうに流れていきます。そこでは、やはり各学校の入力というのをきちんと行っていただくというので、ちょっと各学校も責任が重くなるかと思うんですが。そこをしっかりと入れていただかないと、なかなか今度のシステムはうまくいかないのかなとは感じています。

【渡邊教育長】

なかなかなれるまでは、時間がかかるかもしれませんが。最終的には学校の負担軽減につなげようという考えだと思いますから。何とか生かしていきたいですね。

【濱谷委員】

新しいことに取り組むときは、必ずどんな便利なことでも、初めてやるのでみんなが。ちょっとはごたついたり、大変な思いは絶対に最初の人にするんですけど、それは、徐々にやっ

てもらえないのかなというのは。すみませんが、よろしくお願いします。

【小原委員】

一つだけ。すみません、状況だけ教えていただければいいんですけど。未収の給食費の流れはどうなっています。

【北村健康教育課担当課長】

未収につきましては、給食会を、給食費の債権者と位置づけたのが平成19年の行財政改革のときなので、それ以降の給食費の未納については各学校とやりとりしながら、給食会のほうで担当をしております。

ただ、まだ19年度からの未納額が累積されている状況で、一生懸命取っているというような、なるだけ取れるものは取りたいということで、各学校、校長先生を中心にいまだにお願いしながら、またはこちら給食会のほうに1名、給食費の相談員として雇用しております。その方に学校が相談して、直接学校に出向いていたり、また、校長先生と一緒に家庭訪問をしたりというところで、未納、滞納の分をいただいているという状況です。

今まで積み上がった額について、本来でしたら普通の一般企業ですと、何年かたつと不納欠損処理みたいなことをやられているんですが。給食会がすぐでは不納欠損処理をするかということ、まだまだきちんと法的な根拠に基づきながらやりたいということがあって、督促状を出したり催告状を出したりというような、手段を踏まえながらやるということです。まだきっちりとそこまで、小学校の今までの累積の分を。今、それで本来でしたら個人ですよ。どこの学校に何年度在籍した何々さんという形での管理をしなければ、多分不納欠損まではいかないと思います。

今まで個人情報の管理について、一外郭団体ができるのかどうかということも、課題にはなっていたんですが。そこは本年度、個人情報を持っていいというようなことを、いろいろ各機関に相談しながらきたんですけれども。今年は、その個人情報が取り扱えるということを前提に、今年度になりまして各学校のほうに今までの個人名をいただいて、そのときの住所もいただきながら、今、給食会のほうで一人ひとりの台帳をつくっています。ほぼいただいた分は、全部入力してつくってはいるんですが、まだ若干、給食会のほうで把握していた人数に比べると、まだ出てこない学校もありますので、そこは今年度中にしっかり債権処理ができるように、個人の台帳をつくっているというような現状です。

【小原委員】

徐々に減るといいんですけど。19年度までの累積はしようがないにしても、これから1年ずつ減っていくというならいいんですけども、中学校の給食で3学年分が一気にふえる、取り扱う量がふえるわけで、未収が1.5倍になるみたいな、徐々にになると、それはそれで困った部分になってしまう。その辺も少し考えていかなければいけないのかなというふうには思っていますけど。1年ごとに減っていけば、うれしいなというふうには思っています。

あとは、また消費税がいつ値上げになるかわからないですけど、そのときに耐えられるかどうか。恐らく給食費も1回我慢したんで、次はちょっと難しいであろうというふうには思っています。その辺は物価としてか、消費税みたいなところは、もうしようがないのかなと私は思っていますけれども。

【濱谷委員】

あまり質を下げるということになると、せっかくやっている給食の意味がなくなるので。

【小原委員】

前も、1回給食会で耐えてもらってとかということがあったので、その値上げのときとか。さすがに、やっぱり次というのは難しいであろうと。その辺も保護者の方に御理解をいただいた上でやっていければと。

【中本委員】

中学校の未納がまた出てきた場合、学校にお願いするというのは、それは教員がそれを回収に行かなきゃいけないんですか。行くことになるんですか、同じく。

【北村健康教育課担当課長】

中学校の場合につきまして、今、中学校の給食費の取り扱いについても、ちょっと定めをさせていただいております。学校がノータッチというところまではいかないと思うんです。学校徴収金の一つとして給食費を学校が取り扱っていますので、ほかの月額で落ちたり、何カ月にも一遍で落ちていることなんですけれども、ほかのものも1回目は全部未納になってしまうと思う、給食費以外のもの。そうすると、学校は給食費だけではなくて、それを含めた学校徴収金が引き落とされませんでしたよというお知らせが、その落ちなかった家庭のほうに今でも学校でやっているの、それは、やはり給食費も含めて、学校のほうでやっていただくような作業になると思うんです。

その後、例えば督促状とか催告状とかという部分については、給食会と学校と連携しながらやっていくので。催告状になりましたら、もう直接給食会から各家庭に郵送するというような方法をとると、今、やっておりますので。少し小学校の現在やっつけらる教職員の負担よりは、中学校の先生方の負担は減るとは思います。

ただ、手放しで何もやらなくていいということではないと思います。やはり、学校がちょっとでもかかわることによって、やはり保護者の方というのは、学校徴収金、給食費にかかわらずいろんな費用を納めなければいけないというところは、多分感じられるところもありますので、学校が丸々手放しというのは、ちょっと難しい。

【吉崎教育長職務代理者】

その点でいいですか。

【北村健康教育課担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

うちの大学でも、ふだんはそんな問題はほとんどないんですが。若干、やっぱり授業料が滞納されることが、起こるんです、普通の大学ですから。そうすると、払わないと除籍というか、退

学・除籍になりますので。事務のほうもやるんですが、最終的には学科のほうに来るんです。学科の助手さんと学科長、私がやっていた場合は連絡をとるということになるんだけど、これ微妙な問題がありまして。学生との関係の中で、名前を出してやるのは、大学なんか非常に難しいところもあるんです。今後の教育のことを考えると。

だからこの問題は、やっぱり学校には根本的に限界があるというか。お金の問題で校長とか教頭が自宅を訪問するということは、家庭以上に子どもに対する与える影響というのがすごく大きい。これは親の問題なんだけれども、子どもに与える影響はすごく大きくて、そういう教育問題をどう考えるかというときに、だからこういう給食会がやる仕組みがある、これはいいんじゃないかなというのが一つと、今後、日本全体の問題なんですけど、口座引き落としって方法はできないんですかね。例えば自動引き落とし。

【濱谷委員】

口座引き落としなんです。

【吉崎教育長職務代理者】

全員そうなんですか。

【濱谷委員】

基本、そうです。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですか。

【濱谷委員】

でも、それが未納になっちゃうんです、残不足で。

【吉崎教育長職務代理者】

そうなんですか。僕、ごめんなさい知らなかった。これ希望でいいのかと思っていただけ、全員、今、口座引き落としなんですか。そうですか。

【北村健康教育課担当課長】

口座引き落としも、各学校が使っている金融機関というのがありますので、必ずしも保護者の方の給料が入る口座から直接引き落とされるというシステムではないので、別の口座を持っていると入れ忘れてしまって、落ちなかったというケースも中にはあるんです。悪気は全然ないんですけど、ただ入金し忘れてしまったというケースもありますので。そういう分も未納となります。

【吉崎教育長職務代理者】

そういう金融の問題もあるんですか。給料が入るところと、支払う銀行が違うとか。

【北村健康教育課担当課長】

同じ方もいるんですが、学校が指定している口座とは違う方もおります。

【濱谷委員】

全員の分がどっと明細が来たときに、チェックができないので。

【吉崎教育長職務代理者】

なかなか難しいですね。ということは、そちらに移しておいてもらわないと、落とせないということですか。

【濱谷委員】

お便りとか学年便りとか、いろんなお便りにも、引き落としはいつですので、入金をお願いしますなんていうのをちよくちよく書いてもらうんですけど。

【渡邊教育長】

では、そろそろよろしいでしょうか。

では改めてですが、報告事項 No. 7 についてですが、承認でよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【濱谷委員】

御苦労さまですが、よろしく申し上げます。

報告事項 No. 8 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について

【渡邊教育長】

では、「報告事項 No. 8 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について」、こちらの説明を生涯学習推進課長にお願いいたします。

【池之上生涯学習推進課長】

「報告事項 No. 8 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について」御報告申し上げます。はじめに、生涯学習財団の概要について、お手元の冊子「2016年度要覧」により御説明をさせていただき、その後に財団の経営状況の説明をさせていただきます。

それでは、要覧の1ページをごらんください。

冒頭に記載のとおり、川崎市生涯学習財団は、平成2年に設立された財団法人川崎市生涯学習振興事業団が前身となり、その後、平成17年に財団法人川崎市博物館振興財団を統合し、新財団として財団法人川崎市生涯学習財団を設立し、さらに平成24年4月1日に公益財団法人に移行したところでございます。

2ページにまいりまして、下の囲みをごらんください。生涯学習財団の目的は、定款の第3条

にございますとおり、川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化等に関する各種の事業を行うとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与することとされております。

次に、事業の概要を御説明いたしますので、13ページをごらんください。Ⅰ、事業の目的、Ⅱ、事業の基本的な考え方に続いて、Ⅲから具体的な事業の記載となっております。公益財団法人への移行に伴い財団が実施する事業は、公益目的事業と収益事業の二つに区分されておりますので、はじめに、Ⅲ、公益目的事業から御説明いたします。

Ⅰ、生涯学習に関する学習機会及び情報の提供並びに活動支援事業につきましては、市からの補助金により実施する事業でございます。(1)生涯学習に関する学習機会提供事業といたしまして、①かわさき市民アカデミー協働事業、②ふれあいサマーキャンプ、14ページにまいりまして、③キッズセミナー、④子ども陶芸教室、⑤生涯学習プラザの施設提供事業を行っております。

次に、(2)生涯学習に関する活動支援事業でございますが、①シニア活動支援事業として、ア、生涯学習ボランティア等の養成、イ、生涯学習ボランティア等の派遣、15ページにまいりまして、ウ、地域協働講座の実施等を行っております。

次に、(3)生涯学習に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業につきましては、①生涯学習情報の収集並びに学習相談に、②生涯学習情報誌による情報提供の継続としてステージアップ、K S J という2種類の情報誌を発行しております。③インターネット活用による情報提供の継続としては、ホームページでの生涯学習情報の提供、講座・イベント情報検索システムの活用による利便性の向上、メールマガジンの登録・配信を行っております。

16ページにまいりまして、公益目的事業の生涯学習関連施設管理運営事業でございますが、大山街道ふるさと館と、子ども夢パークの指定管理をそれぞれNPO法人と共同で受託しております。各施設で実施しております事業につきましては、16ページの下段から26ページまでに記載しておりますので、後ほど御参照ください。

続きまして、27ページをごらんください。公益目的事業の3、生涯学習活動及び情報に関する運営管理受託事業でございます。(1)市民ミュージアム学芸業務を初め、28ページにまいりまして、(2)青少年育成事業として地域の寺子屋事業、(3)川崎市ふれあいネット「生涯学習情報」の管理を市から受託実施しております。

以上が、公益目的事業となります。

次に、29ページにまいりまして、収益事業について御説明いたします。

Ⅳ、収益事業につきましては、財団が独自に自主財源を確保し、実施する事業でございます。

1、生涯学習に関する多彩な体験講座事業として、(1)スポーツ教室、(2)文化教室、(3)陶芸教室(4)パソコン教室を実施するとともに、2、生涯学習関連施設職員研修事業として、放課後子ども総合プラン職員資質向上研修事業をこども未来局から受託実施しております。

事業の概要につきましては、以上でございます。

それでは、報告事項 No. 8の資料にお戻りいただきまして、川崎市生涯学習財団の経営状況について御説明申し上げます。

Ⅰ、法人の概要についてでございますが、項番1の設立年月日から、項番7の所管部局までは、資料記載のとおりでございます。

2ページをごらんください。Ⅱ、平成27年度の決算に関する書類についてでございます。1、事業の実績報告といたしまして、平成27年度に実施いたしました各事業と参加者数等の実績を

記載してございます。

次に、3ページの中段、2、貸借対照表をごらんください。左から、科目、当年度、前年度、増減となっており、当年度が平成27年度の決算額、前年度が平成26年度の決算額でございます。

一番左の科目と当年度(A)の列をごらんください。はじめに、I、資産の部でございますが、1、流動資産と、2、固定資産をあわせた平成27年度の資産合計は、4ページにまいりまして、上から4行目、4億7,348万1,538円でございます。次に、II、負債の部でございますが、1、流動負債と2、固定負債をあわせた27年度の負債合計は、1億3,271万6,567円でございます。次に、III、正味財産の部でございますが、平成27年度の正味財産合計は、表の下から2行目でございますとおり、3億4,076万4,971円でございます。したがって、負債及び正味財産合計は、資産合計と同額の4億7,348万1,538円でございます。

4ページの中段からは、3、貸借対照表内訳表となっております。こちらは、ただいまの貸借対照表の平成27年度決算額を、公益目的事業会計、収益事業等会計、管理運営に係る法人会計とに区分して内訳を記載しているものでございまして、5ページの表の最後の負債及び正味財産合計の総額は、4億7,348万1,538円となり、2、貸借対照表の負債及び正味財産合計と同額となります。

次に、5ページの下段から、4、正味財産増減計算書でございます。I、一般正味財産増減の部ですが、まず1、経常増減の部につきましては、6ページ中段の経常収益計、5億3,333万1,217円に対しまして、7ページ中段の経常費用計が、5億3,807万3,519円となっており、次の行の当期経常増減額は474万2,302円のマイナスとなっております。

次に、経常外増減の部につきましては、経常外収益計567万2,546円に対しまして、7ページ一番下の経常外費用計が、785万2,882円となっており、8ページにまいりまして、当期経常外増減額は218万336円のマイナスとなっております。したがって、当期一般正味財産増減額につきましては、マイナス692万2,638円となります。一般正味財産期首残高は1億4,768万7,609円となっておりますので、一般正味財産期末残高は、1億4,076万4,971円でございます。

II、指定正味財産増減の部ですが、表の下から2行目、指定正味財産期末残高は2億円ですので、III、正味財産期末残高につきましては、3億4,076万4,971円となっております。

次に、5、正味財産増減計算書内訳表でございます。こちらにつきましても、貸借対照表の内訳表と同様に、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計とに区分して、内訳を記載しているものでございます。

10ページの下段から13ページにつきましては、6、財務諸表に対する注記について、13ページ中段からは、7、財産目録について記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、15ページをお開きください。平成28年度の事業計画に関する書類について御説明申し上げます。

1、事業計画の概要といたしまして、事業を推進する上での三つの基本的な考え方と、1行あけまして、(1)生涯学習に関する学習機会提供事業、以下、具体的な事業内容を記載してございます。こちらにつきましては、先ほど要覧で御説明させていただいたものと同じものとなっております。

次に、16ページからは、平成28年度の2、予算書でございます。左から科目、予算額、前年度予算額、増減、備考となっておりますが、一番左の科目と予算額（A）の列をごらんください。はじめに、1、一般正味財産増減の部の1、経常増減の部でございますが、（1）経常収益につきましては、ア、基本財産運用益から、ク、雑収益までで構成されており、中段でございます経常収益計として、4億5,418万円の予算額を見込んでおります。

次に、（2）経常費用でございますが、ア、事業費と、17ページにまいりまして、イ、管理費をあわせた経常費用の合計額は、下から2行目の経常費用計として、4億6,530万9,000円を見込んでおります。したがって、当期経常増減額は、マイナス1,112万9,000円の見込みとなっております。18ページにまいりまして、上から2行目、一般正味財産期首残高が1億4,912万6,000円でございますので、一般正味財産期末残高は1億3,799万7,000円を見込んでおります。Ⅱ、指定正味財産増減の部の指定正味財産期末残高は2億円でございますので、Ⅲ、正味財産期末残高は3億3,799万7,000円となります。

最後に、3、予算書内訳表でございますが、こちらは、ただいま御報告申し上げました予算書を内訳表として再掲したもので、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計とに区分して記載してございます。20ページのⅢ、正味財産期末残高の総計は、3億3,799万7,000円となり、4、予算書のⅢ、正味財産期末残高と同額となります。

なお、経常費用の50%以上が公益目的事業会計に充てられていることが公益財団法人としての条件となっておりますが、予算上は70%となる見込みであり、この条件は充足しているところでございます。

以上で、公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況についての御報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

【渡邊教育長】

生涯学習財団の経営状況について御説明をいただきました。御質問等ございましたらば、お願いたします。

はい、小原委員。

【小原委員】

予算書のところで教えてほしいんですけども、16ページです。予算の収益と経常費用で見ると、マイナスになりますよね。予算時点でマイナスで考えているということですか。

【池之上生涯学習推進課長】

はい、そうです。今、財団の状況なんですけれども、特定資産というのを抱えてございます。基本的には事業運営に当たって一定のマイナスを、特定資産を切り崩して運用するという対応をしておりますところから、予算上はプラス計上ではなくて、ここ数年マイナスを計上しているところでございます。

【小原委員】

マイナスで計上しないと、公益の絡みだと思えますよね。

【池之上生涯学習推進課長】

特定資産が。

【小原委員】

なのでマイナスにしているという。

【池之上生涯学習推進課長】

今、もう一度お願いできますか。

【小原委員】

公益事業のパーセンテージというのがあるのではないですか、90%以上ですね。そういうのも考えてマイナスにしているとか、そういうことではないんですか。

【池之上生涯学習推進課長】

現時点での半分以上という部分は、70%を維持していますので、かなりの費用を公益目的事業に充てております。直接的な、このマイナス一千百何がしとはリンクはしていないんですけれども、まずは、その特定資産のほうを一定程度切り崩しての運用を考えていますので、当初の予算書上はマイナスを計上して、対応しているというところでございます。

【小原委員】

特定資産は、別に公益の予算の比率と関係はない状態でしたか。

【岡崎生涯学習推進課主任】

先ほどの、特定資産は公益事業にしか使わないという形ですので。

【小原委員】

はい、わかりました。

【渡邊教育長】

ほかの委員さん、いかがですか。よろしいですか。

それでは、報告事項 No. 8 についてですが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項 No. 8 は承認といたします。

9 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議はこれもちまして終了といたします。長い時間、お疲れさまでした。

(16時41分 閉会)